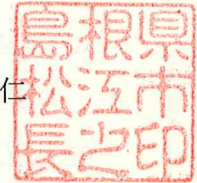


松江市告示第234号

松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者に関する要綱（平成28年松江市告示第435号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月2日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1 訪問サービス費</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8)介護職員等处遇改善加算</p> <p><u>注</u> 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。)第4号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア <u>介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)イ</u> (1)から(7)までにより算定した単位数の<u>1,000分の270</u>に相当する単位数</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1 訪問サービス費</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8)介護職員等处遇改善加算</p> <p><u>注1</u> 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。)第4号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、それぞれアからエまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア <u>介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)</u> (1)から(7)までにより算定した単位数の<u>1,000分の245</u>に相当する単位数</p>

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1) から(7)までにより算定した単位数の

1,000分の287に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1) から(7)までにより算定した単位数の

1,000分の249に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1) から(7)までにより算定した単位数の

1,000分の266に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(7)までにより算定した単位数の

1,000分の207に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1) から(7)までにより算定した単位数の

1,000分の170に相当する単位数

(削除)

(新設)

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1) から(7)までにより算定した単位数の

1,000分の224に相当する単位数

(新設)

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(7)までにより算定した単位数の

1,000分の182に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1) から(7)までにより算定した単位数の

1,000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た訪問事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の221に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の208に相当する単位数

- ウ 介護職員等処遇改善加算(V)(3)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の200に相当する単位数
- エ 介護職員等処遇改善加算(V)(4)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の187に相当する単位数
- オ 介護職員等処遇改善加算(V)(5)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の184に相当する単位数
- カ 介護職員等処遇改善加算(V)(6)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の163に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算(V)(7)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の163に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算(V)(8)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の158に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算(V)(9)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の142に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算(V)(10)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の139に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算(V)(11)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の121に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算(V)(12)  
(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の118に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算(V)(13)  
(1)から(7)までにより算定した単位数

2 訪問型サービスA費

(1)～(7) 略

(8) 介護職員等処遇改善加算

注 基準告示第4号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問A事業所が、利用者に対し、訪問型サービスAを行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の270に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の287に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の249に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の266に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の207に相当する単位数

の1,000分の100に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14)

(1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数

2 訪問型サービスA費

(1)～(7) 略

(8) 介護職員等処遇改善加算

注1 基準告示第4号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問A事業所が、利用者に対し、訪問型サービスAを行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、それぞれアからエまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の245に相当する単位数

(新設)

イ 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の224に相当する単位数

(新設)

ウ 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の182に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の170に相当する単位数

(削除)

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た訪問A事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、訪問型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)  
(1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の221に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)  
(1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の208に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)  
(1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の200に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)  
(1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の187に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)  
(1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の184に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)  
(1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の163に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算(V)(7)

(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の163に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算(V)(8)

(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の158に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算(V)(9)

(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の142に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算(V)(10)

(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の139に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算(V)(11)

(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の121に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算(V)(12)

(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の118に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算(V)(13)

(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の100に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14)

(1)から(7)までにより算定した単位数  
の1,000分の76に相当する単位数

(9) 略

別表第2(第2条関係)

1 通所サービス費

(1)～(12) 略

(13) 介護職員等処遇改善加算

注1 基準告示第24号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定

(9) 略

別表第2(第2条関係)

1 通所サービス費

(1)～(12) 略

(13) 介護職員等処遇改善加算

注1 基準告示第24号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定

通所サービス事業所（利用定員が19人以上である場合に限る。）が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1) から(12)までにより算定した単位数の1,000分の111に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1) から(12)までにより算定した単位数の1,000分の120に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1) から(12)までにより算定した単位数の1,000分の109に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1) から(12)までにより算定した単位数の1,000分の118に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(12)までにより算定した単位数の1,000分の99に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1) から(12)までにより算定した単位数の1,000分の83に相当する単位数

注2 基準告示第24号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所サービス事業所（利用定員が19人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のアからカまでに

通所サービス事業所 \_\_\_\_\_ が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、それぞれアからエまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) \_\_\_\_\_ (1) から(12)までにより算定した単位数の1,000分の92に相当する単位数

(新設)

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) \_\_\_\_\_ (1) から(12)までにより算定した単位数の1,000分の90に相当する単位数

(新設)

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(12)までにより算定した単位数の1,000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1) から(12)までにより算定した単位数の1,000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た指定通所サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、通所サービスを行った

掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の117に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の127に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の115に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の125に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(12)までにより算定した単位数の

1,000分の105に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の89に相当する単位数

場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(V)(1)

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(V)(2)

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(V)(3)

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(V)(4)

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(V)(5)

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の65に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(V)(6)

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算(V)(7)

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の56に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算(V)(8)

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の69に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算(V)(9)

(1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の54に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算(V)(10)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の45に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算(V)(11)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の53に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算(V)(12)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の43に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算(V)(13)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の44に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の33に相当する単位数

1 通所型サービスA費

(1)～(12) 略

(13) 介護職員等処遇改善加算

注1 基準告示第24号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所A事業所(利用定員が19人以上である場合に限る。)が、利用者に対し、通所型サービスAを行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1)  
から(12)までにより算定した単位数の  
1,000分の111に相当する単位数

1 通所型サービスA費

(1)～(12) 略

(13) 介護職員等処遇改善加算

注1 基準告示第24号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所A事業所

が、利用者に対し、通所型サービスAを行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、それぞれアからエまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(I) (1)  
から(12)までにより算定した単位数の  
1,000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の120に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の109に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の118に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の99に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の83に相当する単位数

注2 基準告示第24号に規定する基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所A事業所(利用定員が19人未満である場合に限る。)が、利用者に対し、通所型サービスAを行った場合は、次のアからカまでに掲げる区分に従い、それぞれアからカまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の117に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の127に相当する単位数

(新設)

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の90に相当する単位数

(新設)

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た指定通所サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1)から(12)までにより算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の115に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の125に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の105に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)か  
ら(12)までにより算定した単位数の  
1,000分の89に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の65に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の63に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の56に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の69に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の54に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の45に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の53に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の43に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)  
(1)から(12)までにより算定した単位数

の1,000分の44に相当する単位数  
セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14)  
(1)から(12)までにより算定した単位数  
の1,000分の33に相当する単位数

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。  
(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)
- 2 この告示による改正後の別表第1の1の(1)から(3)まで、同表2の(1)から(3)まで、別表第2の1の(1)及び(2)まで並びに同表2の(1)及び(2)に規定する所定単位数については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。  
(同一建物減算に係る適用期間)
- 3 この告示による別表1注4のただし書き以降の適用は、この告示による改正後の別表第1の1の(1)から(3)まで、同表2の(1)から(3)まで、別表第2の1の(1)及び(2)まで並びに同表2の(1)及び(2)に規定する所定単位数について、令和6年11月1日からのサービス提供分からとする。